

織田萬の「神社公法人」説と

「神社非宗教団体」説

新田 均

一、近代日本の公法学者を研究する意義

近代日本の政教関係についての従来の研究は、現在の私達にはそれがどのように見えるのか、どのように解釈できるのか、という問題意識を暗黙の前提として、過去の事実の探求・解明に努めてきた。そこでは時代を隔てた「他者」としての「現代人」の立場が前提とされていったといつてよいだろう。無論、そのこと自体は誤りではないし、むしろ当然のことだろう。しかし、歴史の解明という作業が「現在と過去との対話」であるとするならば、過去の事象を明らかにし、それに対する現

在の人間の判断を述べるだけでは、一方的な現代人の「独り言」「独断」に終わってしまうように思われる。そうならないためには、どうしても、過去の事象をその当時の人々は一体どのように見ていたのか、解釈していたのか、どうしてそのように考えたのか、という「同時代の自己認識」とその理由とを弁えておくことが必要だろう。

また、現代における解釈にしても、歴史の闇の中からある日突然に現れたわけではなく、すでに記憶の彼方に置き去りにされてしまっているとしても、その時々の人々による様々な研究や解釈の積み重ねがあつて、その上に存在し、現在にいたつて

いることは間違いない。そうだとすれば、「過去のその時その時における同時代の認識」を「解釈の歴史」という観点から追究してみることは、今日の歴史認識の来歴を知る確認作業としても必要なことだろう。

このような発想に基づいて、近代日本の政教関係の「解釈の歴史」を研究するとすれば、何を研究対象にすべきだろうか。認識という現象は、目の前の事実を捉え直し、それを吟味しようとする人々の言葉の中に現れるものだろうから、同時代を解説した知識人たち（公法学者、行政官、宗教学者など）の著述をまずは研究対象に選ぶべきではないか。そう考えて、私は、穂積八束、上杉慎吉、織田萬、美濃部達吉、佐々木惣一、加藤玄智らの著述を研究してきた⁽¹⁾。

言うまでもなく、近代の政教関係に関する戦前の知識人たちの著述についての紹介や研究はこれまでも存在した。公法学者や行政官については、葦津珍彦⁽²⁾、赤澤史朗⁽³⁾、大石眞氏⁽⁴⁾らの論著がある。ただし、それらの論著における言及はいずれも断片的であったり、簡素な考察にとどまっている。また、過去の事実の一つとして、当時の学者達の言説を検証するという立場が主であって、先に述べた私のような問題意識は必ずしも明確ではない。

私の問題意識に比較的近い立場からの研究としては山口輝臣氏の研究があるが、「宗教」概念の変遷を明らかにすることが主目的であるために、宗教学者の言説に焦点がしぼられ、公法学者には関心が向けられていない。

さて、それでは、以上のような私の問題関心から見ても、行政法学者・織田萬を取り上げることの意味は何か。無論、できるだけ多くの公法学者の説を集め、検討することが、近代を偏り無く、的確に理解することにつながることは言うまでもない。しかし、織田の業績を明らかにすることは、そのような一般論を越えた意味があるように思われる。

織田萬は明治元年に生まれ、昭和二十一年に空襲によって亡くなっており、その一生が日本の近代とびつたりと重なっている。大正十年から昭和五年にかけては、京都帝国大学に在官のままでハーグの常設国際司法裁判所裁判官を務めた近代日本を代表する行政法学者である。戦前においては、政教関係は、今日とは異なって、憲法よりも行政法の分野で取り扱われることが多く、その意味で織田の説を見逃すわけには行かない。

しかも、織田の政教関係への関心は高く、この分野についての論考を四十年間にわたって継続的に発表しており、その点で

も、他の法学者を凌いでいる。さらに、彼の業績を時代をおって調べてみると、近代政教関係についての法学説の形成過程や、学説の形成過程と現実政策との関連などが見えてくる。どうやら、彼こそ、今日の法学説や歴史理解の出発点に位置する人物であったらしいのである。本稿は、その織田の位置を解明しようとする試みの一部をなすものである。

二、日本の政教関係についての基本的な見解

織田の政教関係に関する著述は、主なものでも、明治二十八年から昭和九年までの四十年間にわたっているため、当然に、考え方に変遷がみられる。その変遷を、ひとまず度外視して、基本的な部分についての、彼の最終的な考えを予め示すと、それは次のようなものである。

織田は、日本の政教関係は「政教分離制度」の範疇に入ると考えている。この考えは二つの見解を前提としており、一つが「神社を宗教以外の施設」だと考えることであり、もう一つが、明治一七年の管長制度の採用の結果、仏教や教派神道に関する事務は行政の手を離れて各宗派管長に委任され、日本の宗教制度は「政教分離制度」に移した、と考えることである。

そういうわけで、織田の議論を体系的に理解するためには、

神社に対する見解と、仏教その他の宗教に対する見解との二つの柱を、それぞれに追及してみる必要がある。本稿では前者の神社に関する見解の概要を取り扱うことにする。⁽⁵⁾ なお、予め補足しておく、天皇機関説論者だった織田にとっては当たり前のことかもしれないが、神社を「天皇主権」や「天壤無窮の神勅」と関連つけた説明は存在しない。また、神社の崇敬や参拝を「臣民の法的義務」だとする憲法解釈もついに現れなかった。

昭和九年四月に刊行された『日本行政法原理』に至って、神社の「崇敬礼拝は如何なる宗教を奉ずる者に取つても違背すべからざる道徳上の義務であつて、従つて信教の自由とは毫末も関係なきものである」(三二二頁、傍線引用者)という言葉が登場するが、管見の及ぶ限り、彼が神社崇敬・礼拝について「義務」という言葉を用いているのは、この記述が最初で最後である。

一、最初期の神社に対する見解

織田は彼の最初の著書である明治二十八年刊の『日本行政法論』において、神社行政に言及している。「第三編 行政事務」の「第一部 国民の精神的生活に関する行政事務」の中で、「第一章 教育」と並べて「第二章 宗教」という章を設け、その

中で神社について書いているのである。その部分の目次は次のようである。

第二章 宗教

第一節 国家と宗教との関係

第二節 宗教の自由と政教の分離

第三節 宗教団体及教徒組合

第四節 宗教の監督

この中の第一節において、日本の宗教制度は政教分離制度（この当時の彼の用語でいえば「自由主義」）であるとの見解が示され、その理由として、第二節において次のようなことが主張されている。

「神社仏堂は建築又は修繕等のために国庫若くは地方官庁の補助を受けるの実例甚多しと雖も、是れ国家若くは地方団体の義務として為すに非ずして一種の恩恵的行為たるに過ぎず。又、官国幣社、府県郷村社等神社の資格に差等あり、官国幣社神職には宮司、禰宣、主典の階級を分ち奏任若くは判任の待遇を受けしめ（明治二十三年閣令第四号）、一定の条件若くは試験を

経て就職せしめ（二十五年内務省訓令第四号）、府県郷村社の神官は寺院住職と同一の身分を有し（十二年太政官達第四十五号）、其の給料は人民の信仰に任せ適宜に給与せしむることゝ為れり（六年同第六十七号）。故に、官幣社府県郷村社は、国家の宗祀と各地方の祭祀とを執行し、神明に事へ、彝倫を序づる目的の爲めに、国家若くは地方団体の保護に依り建設せらるゝ一種の公共造物たることは明かなりと雖も、其の各神社の氏子又は講社と云ふが如きは、唯信仰依の徒の集合せるに過ぎずして、法律上の団体たるに非ず。国家若くは地方団体は其の公費を以て此等の団体に補助することなし。殊に仏教各派に至りては、全く檀徒と寺院との関係に成るもの多く、国家は一定の法規に依りて其の各派を保護することなきは殆ど言説を要せずして明白なり」（五一—二頁）

この史料を見ると、この時期の織田の神社に対する見解は全く混沌とした状態にあったことが分かる。神社を「一種の公共造物」であるとして、他の宗教団体とは区別しているものの、章立てとしては「宗教」を論じる部分で神社にもふれており、神社を非宗教団体とみなす明確な表現や理由説明は未だ存在しない。

四、「神社公法人」説の創唱

織田は『日本行政法論』の段階では、神社を「一種の公共造物」であるとみなしつつも、未だ神社を非宗教団体であると明言していない。ならば、日本の宗教制度を政教分離制度であるとするのは矛盾ではないかとの疑問が湧く。というのも、註（8）でも簡単に触れておいたように、後の織田の議論においては、「公法人」としての宗教団体が存在するかどうか、公認教制度か政教分離制度かを分ける重要な判断基準となっているからである。

しかし、このような疑問が生ずるのは、「公共団体」や「公法人」をめぐる当時の学説状況を私たちが知らないためらしい。明治三十七年八月の織田の論文「公法人の觀念」（『内外論叢』第三巻第四号）によれば、当時、何を以て「公法人」と見なすのかに関して、「公益団体説」「強制団体説」「権力団体説」「被監督団体説」「行政機関説」などがあり、中でも、公法人は「権力の主体として公法上の人格を有す」（五六頁）とする「権力団体説」が一般に有力だったようだ（この説に従えば、もちろん神社を公法人と見なすことはできない）。

それに対して織田は「法人の成立が一国の行政組織の中に包

括せらるゝや否やに依て法人の公私を区別するの標準とする」（五九頁）という「行政機関説」を支持し、公法人には「国、地方団体、公共組合、及び公の造物」の四種類があるとした。私たちの問題関心からして、ここで注目すべきは最後の「公の造物」であるが、これについては「公法上の財団として人格を有する者を指す」と定義されている。

ところが、この説明に続けて、織田は「我現行法の下に於ては公の造物にして未だ人格を賦与せられたるものあらず。其機能は尚ほ国其他の公法人の機能中に包括せられ、未だ独立の組織を為すに至らず」（七一—七二頁）と述べている。つまり、権力団体説に反対して、行政機関説に立つ織田にしても、明治三十七年八月の時点までは、神社を法人格を有する「公法人」だとは考えていなかったのである。

したがって、神社は「公共造物」ではあったも、「公法人」ではない。とすれば、例えば神社が宗教施設であったとしても、単なる「公共造物」にすぎないのだから、日本を公認教制度の国とは言えない。これが、『日本行政法論』当時の彼の考えだったのだろう。

この見解を変更して、織田が「神社は公法人である」と主張するようになったのは、明治四十年四月に発表した「法人たる

公の営造物」(『京都法学会雑誌』第二卷第三号)においてだった。

この論文の趣旨は、「公法人を以て権力の主体なりとするは我邦に於て最も有力なる説にして、裁判例中にも亦此説を採用するを見るも、其誤謬を指斥するには多弁を要せず。法人たる公の営造物が公法人たることを知らば権力の享有が公法人たるの要素に非ざることは自ら明瞭ならん」(二頁)との冒頭の記述から明らかなように、有力学説たる権力団体説を否定する根拠として、権力主体ではない「法人たる公の営造物」の存在を提示することになった。

この議論を展開する前提として、彼は、当時の日本で考えられていた所謂「公共営造物」と「法人たる公の営造物」とを區別することの必要性を主張している。「我邦に於ては此觀念は甚新しく且文字の用例も一様ならず。唯近來立法の趨向を察するに、公の設備にして直接に一般の利用に供せらるゝものを以て公の営造物とするが如し。然れども、此に論ぜんとする所は稍其範圍を異にす。畢竟独語 *Oeffentliche Anstalt* の訳語にして、学校病院等の如き公法上の財団とも謂ふべものを指す。即ち國家が須要に応じ法人として独立の機能を完うせしむることを得べき営造物に限り、彼の汎く営造物と稱する場合の道路・橋梁・公園・墓地・河川等の如きものを含まざるものと知るべし」(三頁)

無論、神社といふものは、決して唯、私人が信仰の表的として居る丈のものではない、國家の「アンスタルト」になつて居るといつても差支えないと信ずるのである」(『神社協会雑誌』第七年第四号、五頁)と書いている。

また、大正四年十月から同十年四月まで神社局長を務めた塚本清治も、大正五年三月の「神社に関する注意(続)」という論文において、「今日私共が神社の法律上の性質を説明して、神社は行政の目的の爲めに、公共の使用に供する設備、即ち公の営造物であるといふ云々」(『全国神職会々報告』第二〇九号、一三四頁)と述べている。

五、神社が法人格を有する理由

「法人」とは「独立せる財産権の主体」(「法人たる公の営造物」一頁)であると定義する織田が、神社を単なる「公共営造物」ではなく、「公法人」であると主張するようになったのは、研究の結果、神社を「法人」、すなわち「独立せる財産権の主体」だと見なすことができる、という結論に達したためだった。

「法人は民法其他の法律の規定に依るに非ざれば成立せず(民、三三條)。故に我国法上の主義に依れば、法人は独り成文法

し」(二頁、傍線引用者)

この理論的前提に立って、次に、従来の自らの説を改めて、日本にも「*Oeffentliche Anstalt*」、すなわち「法人格を有する公の営造物」が存在することが主張されている。それこそまさに「神社」であるというのである。

「従来我邦に於ては一般に此種の営造物の存在を否定し、余輩も亦以て然りとし、寧ろ將來其存在の必要を見るに至らんことを期するに過ぎざりき。然るに頃々神社の法律上の性質を考究するに、其公の営造物として人格を有するものなることを発見したり。是れ此に卑見を公にして大方の示教を仰がんと欲する所以なり」(三頁)

この言葉をそのまま信じるとすれば、「神社は公法人である」という見解が最初に唱えられたのは、明治四十年四月に発表された織田萬の論文においてだったということになる。そして、どうやら、この説を内務省神社局の官僚たちが採用して公言し始めたことが、「近代において神社は公法人とされていた」という今日の歴史解釈の出発点となったようだ。

明治三十七年一月から同四十一年七月まで神社局長を務めた水野鍊太郎は、明治四十一年四月の「神社について」という論文の中で、「今日、どういふ風に神社を國家が取扱つて居るか、

たる法律の規定を待て始めて成立することを得るものにして、慣習法上の發達物たることを得ず。近來の立法例に依れば、凡そ或る団体が法人たることは法律に於て之を明記する方法を取れるも、亦此趣旨を全うするに外ならざるべし。而して神社が法人たることを明記したるものは我国法上固より之を見ず。且民法は祭祀宗教等に関する社團又は財団が謂はゆる公益法人として存し得べきことを予想するも(民、三四條)、民法施行法は民法中法人に関する規定は当分の内神社・寺院・祠堂及仏堂には之を適用せざるものとし(民、施、二八條)、以て此等の物に関する特別法の制定を待つものゝ如し。故に厳正に言は、神社寺院等は法人たるを得ざるに似たれども、民法施行法は別に民法施行前より独立の財産を有する社團又は財団にして民法第三十、四條に掲げたる目的を有するものは之を法人とすることゝし、一定の事項に付て主務官庁の認可を経るを以て足れりとせり(民、施、一八條)。乃ち神社仏寺等が若し民法施行前に於て独立の財産を有する社團又は財団たることを得たりとせば、此規定に依り民法施行後に於ては法人とせらるゝに妨げなきなり。而して仮令法人とせらるゝも当分の内は民法の法人に関する規定の適用を受くることを要せざるなり。

然らば神社・寺院等が民法施行前に於て独立の財産を有せし

や否やと云ふに明治十年布告第四十三号は不完全ながら夙に独立の財産を有するものなることを示せり。今其全文を掲げんに神社並に寺院に於て其社寺の爲め金穀を借入るゝときは、若くは金穀を借入るゝ爲め社寺附地所（除税地を除くの外）建物什器（宝物古文書類を除くの外）等を抵当と爲すときは、必ず氏子檀家と協議し、総代一名以上の連署を要すべし。若し此連署なきときは総て該社寺神官僧侶の私債と看做し、縦令右の抵当あるも其効なき者と爲すべし。此旨布告候事。

とあり。故に此布告に依れば神社又は寺院の財産と神官又は僧侶の個人財産とは自ら區別あり。神社又は寺院は独立して固有の財産を有することを得。又其利益の爲めに一定の処分を爲すことを得。唯其代表たる神官僧侶をして任意の行為を爲さしむるは害あるを以て、氏子又は檀家との協議及総代二名以上の連署を要件としたるなり。而して神社仏寺等は今日の法律上より見れば主として財団に属すべきものなれば、其民法施行前に於て独立の財産を有したる財団なりしことは殆ど疑を容れず。又従来の裁判例は皆此見解を採り、神社仏寺等が民法施行後に於て法人たることを認むるが如し」（「法人たる公の營造物」五一八頁）

深いのは、彼がこの論文において、初めて、神社を「公の營造物」と見なせる理由に言及し、さらに、いわゆる「神社非宗教団体」説を展開していることである。

「現今我国法上に謂はゆる神社とは、国家又は公共団体が国民の祖先若くは国家に殊功ありし者の遺徳を追慕し、之が爲めに礼典を叙で、報本反始の誠を致す所以の設備にして、神道の神社とは之を區別せざるべからず。神道の神社は宗教上の設備にして国家若くは公共団体の事務とは相関渉する所なきも、謂ゆる神社の事務は国家若くは公共団体の行政事務に属し、之に奉仕する神官若くは神職は特別の行政事務を管掌する所の官職若くは公職たり。故に神社の設備は宜しく之を神道なる宗教的觀念の外に置くべきものにして、明治三十三年四月内務省官制が神社局と宗教局とを分設して其事務の混同を避けたる理由も亦実に此に存すべし。謂はゆる神社とは何ぞや。曰く、神宮・官國幣社・府県郷村社及招魂社はれなり」（三頁）

ここで織田は、神社を「公の營造物」を見る理由として、その事務が「国家若くは公共団体の行政事務に属し」「神官もしくは神職が「特別の行政事務を管掌する所の官職若くは公職」であることを上げている。あわせて、神社が「宗教的觀念の外に置くべきもの」とされているというのだが、面白いのは、この

明治二十九年四月公布の民法によれば、法人とみなされるためには、その旨が法律に明記される必要があった。神社は民法第三十四条の規定にしたがって公益法人にされるかに見えたが、明治三十一年六月の民法施行法第二十八条によって、民法第三十四条は「当分の内神社、寺院、祠宇及び仏堂には適用せず」とされてしまったために、一見したところでは、法人としての成文法上の根拠がないように見える。しかし、他方で、民法施行法の一十九条では「民法施行前より独立の財産を有する社団又は財団にして民法第三十四条に掲げたる目的を有するものは之を法人とす」とされている。そこで、民法施行以前の法規を調べてみたところ、明治十年の太政官布告第四十三号（「社寺のため金穀借入等は氏子檀家総代の連署を要す」）が、不完全ながら社寺を独立した財団であると認めた法規である、と解釈できることが分かった。したがって、神社を法人と見なすことができる。以上が、織田の論旨である。

六、「神社非宗教団体」説の登場

こうして、織田は明治四十年四月の「法人たる公の營造物」において、神社が公法人だと考えられること、およびその理由を提示したわけだが、そのことよりもいっそう私にとって興味

時点においては、区別の対象として意識されているのが仏教ではなくて、教派神道だったということである。この点は、織田の議論においてもこの論文だけの特徴である。

この記述に続けて織田は、神社と宗教が分離される過程や、神社事務を行政事務、神官・神職を官職・公職と見なせる理由について、次のように書いている。

「抑も神社に関する制度は之を従来の法規に倣するときは頗る曖昧たるを免れず。明治維新以前は固より神仏混合して我邦の宗教を成したりしが、元年二月始めて神仏混淆を廃止すべきの令を發し、神道仏教漸く分離するに至りたれども、神社は依然として神道なる宗教的觀念に基きて設備せらるゝものと見做されたり。元年二月始めて神祇事務局を置き、次で之を廢し、更に神祇官を置き、又教導局を設け、幾くもなくして又之を廢し、神祇官を改めて神祇省とし、又更に之を廢して教部省を設け、後十年一月に至り教部省を廢して其事務を内務省に合併し、該省に社寺局を置き、神社仏寺に関する事務は内務大臣の統督の下に在りて社寺局之を管掌せり。是れ維新以後三十三年に至る迄の沿革なり。而して此沿革に由て觀れば、維新の当初は宗教事務を以て政務とし政府自ら之を施設したるものにし

て、十七年太政官達十九号を以て神道仏教各宗派の管長に其事務を委任するに及びて政教漸く分離するの道を開けり。蓋し明治政府が標榜したる王政復古の名目は一時政教一致の古代の事実をも再現せしめたるなり。故に現今我國法上に謂はゆる神社が宗教の觀念以外に超然たりし事實は往時に於ては之を發見すること難く、却て神道の神社と混同し仏寺と相並んで宗教上の二大觀を成したるもの、如し。然るに近年に至て我政府は益々政教の分離を明にせんことを務むると同時に、神宮及官國幣社以下の神社と神道の神社とを區別し、神道は宗教にして其神社は依然として宗教上の設備たるに過ぎざるも、神宮及官國幣社以下の神社は宗教とは關係なく公の營造物として國家及公共団体が其設備に干与すべきの公務を有すること、せり。是に於て神宮には神宮司庁官制及神部署官制に依る神官を置き、官國幣社以下の神社には一定の職制(三五年勅令二七号・二七年勅令二七号(二二号の誤記か?)に依る神職を置き、其登用及服務に關しても一定の法規を設け、且神官は勿論神職も之を官吏に準じ職務上の懲戒を受くべきものとせり。三十五年勅令第三十九号神職懲戒令即ち是れなり。

神宮及官國幣社以下の神社が公の營造物たることは以上述べたる所を以て明なるべし(四一五頁)

と宗教局とを分設」した明治三十三年前後を指しており、具体的な法令としては、明治二十九年の「神宮司庁官制」、明治三十三年の「神部署官制」、明治三十五年の「官國幣社職制」、明治二十七年の「府県社以下神社の神職に關する件」、明治三十五年の「神職懲戒令」を考えていたようだ。

つまり、今日、私たちが神社と宗教との分離の端緒として重視している明治十五年一月の「神官教導職の分離」は考慮されていないのである。そう気がついてみると、神社局と宗教局との分設もなく、右の諸法令のほとんどが存在しなかった明治十八年に刊行された『日本行政法論』において、神社が「宗教」という章の中で論じられ、神社を非宗教団体とみなす明確な表現や理由説明がなかったこともうなずける。

このように見てくると、明治前半期のその時々における宗教政策の当事者たちやその周辺の意図はともかく、行政法上の理論として神社非宗教論が唱えられはじめるキッカケとなった出来事としては、やはり明治三十三年の神社局と宗教局との分設が重大であり、学説としての登場は明治四十年以降のことであったのではないか、との解釈を提起できるように思う。

織田の理解によれば、明治維新以前は、「神仏混合」して「我邦の宗教」を成していた。明治維新直後に、「神仏混淆が廃止」されて「神道仏教漸く分離する」状態となったが、「神社は依然として神道なる宗教的觀念に基きて設備」されるものと見なされ、また、明治政府が掲げた王政復古の名目によって一時的に古代の「政教一致」が再現し、「宗教事務を以て政務」とし、「政府自ら之を施設」するという状態であったために、当時において「神社が宗教の觀念以外に超然たりし事實」を見ることはできず、かえって「神道の神社と混同し仏寺と相並んで宗教上の二大觀」を成しているという状態だった。この状況が変化するのは、明治十七年の太政官達第一九号によってであって、この達によって漸く政教分離の道が開けた。そして、「近年に至て」、政府は益々「政教の分離」を明確にしようとするともに、神社を「宗教上の設備」たる教派神道の教会と區別して、宗教とは關係のない「公の營造物として國家及公共団体が其設備に干与すべきの公務を有すること」とした、⁽¹²⁾ といふのである。ここでの一番の問題は、神社が宗教と區別されるようになった「近年」とは何時からのことかを言っており、どんな事実を指しているのか、ということである。明確に言葉にされているわけではないが、文脈からして、どうやら時期としては、「神社局

七、おわりに

以上、織田萬の政教關係についての初期の著作に焦点を当てて、「神社公法人」説と行政法上の理論としての「神社非宗教団体」説の登場の時期、およびその内容を探ってみた。管見によれば、織田の議論こそそれらについての最終期の説と考えると間違いないと思われるが、この解釈をいっそう確かなものとするためには、さらに多くの他の公法学者の著述に当たってみる必要がある。また、織田の議論は、基本線こそ変わらないものの、後に新たな見解が付け加えられたり、部分的に修正されたりしている。そして、その過程こそ、今日我々が知っている「神社と宗教との分離過程」についての歴史解釈が形作られていく過程ではなかったかと思われる。そういうわけで、明治四十年以降の織田の著述についても、さらに追究してみたい。

註

- (一) 拙著『近代政教關係の基礎的研究』(大明堂、平成九年)、拙論「織田萬の著作における政教關係類型論の変化について」(明治聖徳記念学会紀要「復刊第二十八号」、平成十一年十二月)、拙著『現人神』「國家神道」という幻想」(PHP研究所、平成十五年)参照。
 (二) 「帝國憲法時代の神社と宗教」(明治維新神道百年史「第二卷

神道文化会、昭和四十一年)。

- (3) 『近代日本の思想動員と宗教統制』(校倉書房、昭和六十年)。
- (4) 『憲法と宗教制度』(有斐閣、平成八年)。
- (5) 『明治国家と宗教』(東京大学出版会、平成十一年)。なお、近代日本における「宗教概念」ないし「宗教学」の生成過程の探求というテーマは、今日、主に宗教学の分野において重要な関心事となりつつあるらしい。例えば、磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜』(岩波書店、平成十五年)など。
- (6) 彼の政教関係についての業績については、前掲註(一)拙論「織田萬の著作における政教関係類型論の変化について」の四六頁を参照。
- (7) 政教関係の類型についての考え方の変化については、前掲拙論参照。
- (8) 仏教や教派神道は、政府から特権を与えられ、特別の監督に服する「公認教」ではないとする織田の見解を検討し、現実と照らし合わせる作業は紙数の関係で別稿に譲る。ただし、「公認教」とは見なさないという理由として、「仏教や教派神道が「公共団体」ではなく、管長が「公職」ではないから」というのが有力な根拠とされていることだけはここで指摘しておきたい(織田「宗教制度の変遷」『法学論叢』第三巻第一号、大正九年一月、八頁)。何故なら、後に述べるが、織田は「神社は公共団体」、「神官神職は公職」と見るべきであるとの立場に立っており、「神社を宗教団体と見なす」とすれば、彼の学説の他の部分はそのまま受け入れたとしても、日本は「公認教制度」の国ということになるからである。
- (9) 原文は漢字カタカナ混じり文であるが、読み易さを考えて、カタカナはひらがなに改め、濁点を付し、漢字は今日通行の表記とし、仮名使いは原文のままとした。また、句読点を適宜付した。この原

則は以下の引用文においても同じである。

- (10) 昭和九年の『日本行政法原理』になると、「法人たる公の營造物」という回りでどい言い方をやめて、端的に「公財団」という言い方を用いている。
- (11) 織田は、同じく明治四十年の七月に発表した「神社の国法上の性質」(『法学志林』第九巻第七号)において、「是れ(神社が公法人であるということ)は今日迄恐くは余り考へ及ばれなかつた点であらうと思ふが、予は先年始めて此見解を立てた」(二一頁)と、それが自らの創唱による新説であることを強調している。
 そうだとすれば、少なくとも、明治四十年以前の神社については、「今日の目から見て公法人と考えることができる」とは言っても、「当時、公法人と見なされていた」「当時、公法人として扱われていた」「当時、公法人として他の宗教団体とは区別されていた」などとは言えないことになる。「公法人」「法人たる公の營造物」という観念が先に存在して、その特権的な地位を意識して神社行政が造形されたわけではなかった。公法人についての学説が輸入・紹介され、諸説の批判が展開される中で、気がついてみると、公法人の観念に当てはまるものが日本にもあった、それが神社だった、ということらしい。
- (12) この織田の語り口を聞いてみると、「宗教」という確固とした観念が先ず存在して、そこから神社が分離されていったかのように聞こえるが、それは「宗教」という観念が、ともかくも、ある程度固まってきた明治四十年の時点から過去を振り返って書いているために、そのような語り方になるのだろう。前にも書いたが、実際にはそうではなくて、神社や仏教その他の宗教と政府との関係が模索される中で、「宗教」という観念も次第に形成されていったと見るべきだろう。